奈良県告示第六十号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十五年五月十四日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　保安林予定森林の所在場所　吉野郡吉野町大字菜摘二五二

二　指定の目的　落石の危険の防止

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(一)　主伐は、択伐による。

(二)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林整備課及び吉野町役場に備え置いて縦覧に供する。）